

2007年2月21日

蒼天社政治情報センター
代表・石川 鐵也 様

2月17日付「公開論議書」をいただきました。前回の回答でも書きましたように、すでに議論する価値のないことばかりですが、石川さんはまだ議論をお望みのようですので、従来と同様、石川さんが示されている項目ごとにお答えします。

1. 前回の回答でも書きましたように、私が「政策立案過程に参画したいのか否かなど」もともと議論の対象にするべきことではありません。それにも拘わらず、石川さんがずっとこだわり続けるため、私からも何度も何度もお答えしてきました。私は政策立案過程に参画したいなど書いたことは一度もありません。そうでないと石川さんが言うのであれば、私がそう言ったという文章で示せばいいだけのことです。同じことの繰り返しはやめにしたいので、もう一度だけ、私からの回答から引用してお答えしておきます。

「念のため申し添えますが、私は日本の国の政策が一部の利害関係者だけで作られてきて誤っていると主張しています。そして、政策は広い意見を取り入れるべきで、もし私とその作業に参画できるなら参画するとも書いていますが、喜んでその作業に参加する気があるわけでもありません。現在の厳しい差別の世界の中で、私は1日48時間欲しいと思うほど、やりたい仕事があります。それでも現在の日本の硬直した政策を改められるのであれば、政策を検討する作業に携わってもいいと思っています」(第5回回答、11月30日、4頁)

これでもまだ石川さんが誤解すると言うのであれば、私から書くべきことはありません。仮に石川さんの日本語読解力が低かったとしても、それは私の責任ではありません。

2. 日本の国の政策の誤りで、地方が疲弊させられてきたことを私は書いてきました。そして、財政的に疲弊させられてきた自治体が、原子力などの迷惑施設を受け入れざるを得なくなってきたと書いています。その例として、前回の回答でも高知県東洋町の例を書きました。高レベル放射性廃物処分場など、誰だって受け入れたくありませんが、その公募に応じた田嶋東洋町町長は「本当を言えば財源問題」「カネが大きな部分であることは否定しません」と繰り返しているのです。
3. 疲弊させられてきた地方自治体を私が馬鹿にしているわけではありません。まことに気の毒なことだと思っています。彼らの苦渋が私にはよくわかりますし、その苦渋を深

めないためにも、金との引き換えに迷惑施設を受け入れないでくださいとお願いしています。

- 4 . 人形峠周辺にウランがあるということは、1955 年暮のビッグニュースでした。日本中がそのニュースに浮かれましたし、静かな山村はいっぺんに宝の山になりました。放射能の知識を持たない住民たちは、ウランは自然放射能だから安全だと聞かされ、ウラン鉱山で働きました。仕事が終われば、鉱石を自分の家に持ち帰って風呂に入れ、その白濁した風呂が健康にいいと信じて生活を続けたのです。もちろん、採算が合わずに鉱山が閉山した後も、自分たちの土地に野ざらしで放置された残土が危険なものだなどとは到底思わないまま、長い間生活してきました。その間には台風で残土置き場が崩壊し、沢沿いに流れ下ってきた残土が集落の田畑を覆ったことだってありました。そして 1988 年になって、残土が放射能を持っており、放射線の管理をしなければならぬ毒物であることが分かったのです。以降の住民たちの苦闘はまことに大変でした。国の組織である動力炉核燃料開発事業団を相手に、自分たちの土地を昔の姿に戻してほしいと、ただそれだけを求めましたが、動燃はそれに応じませんでした。国を相手にした交渉をどう進めるべきかなど純朴な住民に分かるはずもなく、鳥取県社会党と県総評が組織する動燃人形峠放射性廃棄物対策会議に相談を持っていきました。動燃の方も行き詰った住民との交渉の橋渡しを対策会議に頼んだために、協定書には対策会議も署名したのです。石川さんは、協定書が結ばれたその夜のことだけを取り上げて、深夜に及んだ交渉の末、協定書への署名が強要されたなどを書いてきましたが、とんでもない主張だと私は思います。些末な事実で全体を正当化してはならないと、何度も私は書いています。
- 5 . 「協定書」が法的な効力を持つことについてはもう何度も書きました。それでも、協定書を結んだ当事者が崩れてしまえば、協定書自体が意味を失うのです。これも何度も何度も書いてきたように、方面の場合は国の厳しい切り崩しにも最後まで集落の結束が崩れなかったがために、協定書が意味を持ったに過ぎません。
- 6 . 前回の回答で、私は高レベル放射性廃物処分場の選定に当たって、都道府県知事などの同意は「国の決定についての要件でない」との森元総理大臣の答弁を示しました。今回石川さんは、それを「当然です」と書かれ、国の専決事項であることを認めました。そうであれば、仮に都道府県知事が反対しようと処分場は建設されてしまうことになり、ますます地元住民の抵抗が大切です。
- 7 . これからのエネルギー源をどのようにするかについても、もうすでに何度も何度も書きました。私は原子力に反対です。事故時のリスクが大きすぎること、処分方法を知

らない放射性廃物を生むことだけをとっても、そのような技術をとるべきでないと思います。石川さんから見るとそれが「表面的な空論」にしか見えないそうですが、人は千差万別なのですね。ただし、石川さんはご自分で書かれているように「現実派」であり、私はその現実を超えて未来を築こうとしているところに、石川さんと私の間の決定的な違いがあるようです。

8 . 石川さんが原子力を安定電源だとして、自然エネルギーに対する優位性を主張されたことに対して、当初から私はすべての発電方法には固有のメリットもデメリットもあると書いてきました。今回、石川さんは、それを「常識ある者すべての認識」と書かれてきましたので、ようやく合意したようです。

9 . 「安定電源」を石川さんがどのように定義するかということなど、私はもともと興味がありません。ご自由に定義してください。すでに前項で書きましたように、すべての発電方法には固有のメリットもデメリットもあり、それらを如何に組み合わせるかが電力を安定的に供給する決め手です。石川さんは今回もチェルノブイリの1~3号炉が、4号炉の事故後も動き続けたことを書かれていますが、それについてもすでにお答えしたとおり、ほめられたことではないのです。もともと、旧ソ連が原子力に依存しなければ、チェルノブイリ事故自体を避けられたのですし、他の発電設備を用意しておけば、事故後になおチェルノブイリ1~3号炉を運転する必要すらありませんでした。

なお、今回の石川さんの文書に「衣食足りて礼節を知る」とあり、笑ってしまいました。現在の日本人は「衣食足りて礼節を知らない」のです。石川さんも認めるとおり日本は貧資源国であるにもかかわらず、エネルギー資源の96%を国外から輸入し、一人当たりでは世界平均の2倍以上のエネルギーを使いながら、まだまだエネルギーが必要だなどと言っています。

10 . 石川さんは開いた口が閉じないそうですが、私もです。六ヶ所のウィンドファームで1基の風車が倒壊しました。その原因が風車を建設するときの基礎工事に問題があったようにみえれば、同じウィンドファーム内の風車を止めて点検することは当たり前です。でも、そんなことは他地点の風車の運転を止めたりしないのです。それに対して原子力の場合には、何度も書いているとおり、それが抱える危険が龐大であるため、何かあれば外国にある同型の原子炉さえ止めなくてはならなくなるのです。この事実も、石川さんが認められた「すべての発電方法には固有のメリットもデメリットもある」ということに関連して私が書いたことです。

11 . 石川さんは相変わらず言いがかりをつけるのがお得意ですね。私は自分に不利な事実を「些末な事実」などと言っているのではありません。この議論も思い起こして

ください。石川さんが敦賀のタクシー運転手の人も原発の利益を受けていると書かれてきたので、そのような些末な事実で原子力発電所を敦賀に押し付けていることを正当化できないと私はお答えしたのです。

12. 石川さんは、「小出さんが日本国憲法や核兵器保持禁止などの明確な法律を作ればよい、というので私のそれに応じたのです」などと今回の文書に書かれていますが、これも言いがかりです。私はそんな主張をしたことはありません。私は、憲法改悪の流れに乗るのは誤りだと書きましたし、法的な手段を講じるよりは原子力の技術に手を染めないことこそ大切だと書いています。以下、引用しておきますので、確認してください。

「石川さんは前回の論議書で『核兵器を製造、保持しない』を憲法前文か第9条に書き加えるべき」と書かれて来ました。私はそれに対して、「核を廃絶するための最良の道は、個人の決意に頼るのではなく、その核=原子力の技術に手を出さない、そして核兵器の材料であるプルトニウムを抽出しないということです」とお答えしました。非核三原則の立法化に価値がないとは思いません。しかし、憲法すらが変えられようとしているとおり、世界の状況、国内の状況が変われば、法律は変わっていくものです。私はむしろ、核=原子力には手を染めないという手段の方がよほど力になると思います。」
(200年1月31日付け回答、4頁)

13. できることからエネルギー転換をするということは言うまでもなく必要です。石川さんからの指示を受けるまでもなく、すでに多くの人たちが自然エネルギーの利用に取り組んでいます。そして、今後もその動きを続けていくでしょう。いうまでもなく私もそうした流れの一員として自然エネルギーの拡大のために働きます。

14. 私の人生を石川さんに相談したこともありませんし、石川さんから指示されるいわれもないことはすでに何度も書き、石川さんも認めたことです。石川さんはご自由に生きてください。私は私の人生を自分で選択します。

15. 石川さんは放射能の危険性に理解がないのでしょうか？ それとも言いがかりをつけるのに事欠いて、この項を書かれてきたのでしょうか？ 私が「ウランは放射性物質であり、それが地底に眠ったままであれば、地上の生き物が被曝する恐れがなかった」と書いてきたことに対して、石川さんは「この小出理論が事実であるならば、高レベル放射性廃棄物についても、やはり地上保管より深地層における処分が正解となるでしょう」と書かれています。いったいどうしたらそんな主張が出るのでしょうか？ 高レベル放射性廃棄物も地上にばら撒くよりは地下に埋めた方がもちろん安全です。私

は高レベル放射性廃物を地上で人間の手によって管理すべきと言っているのであって、決して地上にばら撒けなどと言っているのではありません。しかし、ウラン残土の場合には、方面も含め、まさに地上にばら撒かれているのです。だから、危険だと私は言っています。

16. 方面周辺でどのように放射能汚染が生じているかについては裁判での意見書を含めて、私のデータを公表しています。

必要であれば、以下の URL をご覧ください。

<http://www.rri.kyoto-u.ac.jp/NSRG/Ningyo-toge/iken.pdf>

また以下の書籍でもデータを示していますので、ご覧ください。

榎本益美著、「人形峠ウラン公害ドキュメント」、北斗出版(1995)

土井淑平、小出裕章著、「人形峠ウラン鉱害裁判」、批評社(2000)

それらの中で、ウラン残土が沢沿いにどのように汚染を広げているか定量的に示していますし、たけのこの汚染、水田の米の汚染などについても定量的に示しています。ただし、私は梨については興味がありませんので、測定していません。石川さんが梨について興味があるのであれば、しかるべき機関に問い合わせることをお勧めします。

以上

大阪府泉南郡熊取町朝代西2丁目1010

京都大学 原子炉実験所

小出 裕章

phone: 072-451-2458 (fax 兼用)

fax : 072-452-8193 (fax 専用)

e-mail: koide@rri.kyoto-u.ac.jp

URL : <http://www.rri.kyoto-u.ac.jp/NSRG/index.html>